

# 市県民税（住民税）、所得税の申告はお済みですか

平成26年度（平成25年1月から12月末日までに得た所得）の申告受け付けは、**3月17日（月）**までです。※土・日曜日を除く。

【受付時間】 平日の午前8時45分～午後4時（開場午前8時）

【受付場所】 市保健センター研修室および会議室（2階）

「**公的年金等受給者に係る確定申告不要制度**」<sup>(注)</sup>に該当する方で、確定申告書を提出しない方は、市県民税の申告をしないと市県民税の各種所得控除を受けることができません。

（注）「**公的年金等受給者に係る確定申告不要制度**」について

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

※確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

## ◆申告が必要な方

- ① 事業所得（営業、農業所得など）や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方。
  - ② 給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方。
  - ③ 給与所得者で給与の他に所得のあった方、または2力所以上から給与を受けた方。
  - ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、および2力所以上から年金を受給している方、また、各種所得控除を受ける方。
  - ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方。
  - ⑥ どなたの扶養にも入っていない方。
- ※国民健康保険税、介護保険料の算定や各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

## ◆申告に必要な物

- ① 源泉徴収票原本（給与・年金など）、印鑑、所得税還付の場合の口座番号（申告者名義）
- ② 収支内訳書（事業所得、不動産所得などがある方）
- ③ 各種控除証明書や医療費の領収書

（国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の領収書および補てん金額の分かる書類など）

## ◆注意事項

次の①、②の場合は、市役所で申告できません。税務署へ申告してください。

- ① 事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合。
- ② 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方、配当や株式、土地、家屋、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告、更正の請求を含めた平成24年分以前の所得税などの申告。

・市役所で申告する方は、次の③、④のことをお願いします。

- ③ 申告会場は大変混み合います。前もって次のことをお願いします。
  - ・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
  - ・医療費控除を受ける方は、治療を

受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理（日付が平成25年中であることを必ず確認）し、合計金額を算出して持参してください。

※マル福、高額療養費、生命保険などでの補てん分は医療費控除の計算から差し引きますので、金額の分かるものも併せてお持ちください。

※介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前に確認し医療費控除対象額を明確にしておいてください。

④ 申告期間の最後の1週間、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなることが予想されますのでご了承ください。

## 問 【市県民税の申告について】

市税務課 ☎内線1056～1059

【確定申告について】

竜ヶ崎税務署 ☎301・860

1 龍ヶ崎市川原代町1182・

5 ☎0297・66・1303（自

動音声案内。相談内容に応じて

「0」「1」「2」の番号を選択してください。）